

## マイクロチップ登録料の支払いにおいて、令和元年10月より クレジットカードによる決済ができるようになりました

下記の申請受付ページにアクセスしていただき、必要事項を入力の上、クレジットカードでマイクロチップ登録料を払い込んでください。（払い込み手数料は（公社）日本獣医師会が負担します。）

申請受付ページ : <https://www.aipo.jp/apply/>



左の二次元バーコードを  
読み取ってお手続きください

クレジットカード決済後に表示される「決済番号」は、「マイクロチップ登録申込書」への記入や問い合わせに必要な番号です。メモを取るなどして「マイクロチップデータ登録完了通知書」が届くまで、大切に保管してください。

払い込みが済みましたら、マイクロチップ登録料のクレジット決済完了の際に表示された「**決済番号**」を、**申込書複写紙2枚目の「日本獣医師会送付用」用紙の赤枠（点線）内に記入し、専用（緑色）の封筒にて送付**してください。

（公社）日本獣医師会は「マイクロチップ登録申込書」の受領および「マイクロチップ登録料」の入金確認後、データ登録を行います。「決済番号」の記入がないと入金の確認ができないことがありますのでご注意ください。

データ登録完了後、飼育者あてに領収書を兼ねた「データ登録完了通知書」を発行・送付いたします。

「日本獣医師会送付用」用紙の記入例

<b>123456</b> <b>789012</b>
<small>郵便局発行の払込金受領証 (原本)またはご利用明細票 を全面に糊付けして下さい。</small>

赤枠(点線)の内側に「**決済番号**」  
を記入してください。